

金沢港港湾計画書

— 改 訂 —

令和 7 年 3 月

金沢港港湾管理者

石 川 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成14年10月 第18回石川県地方港湾審議会
- ・平成14年11月 交通政策審議会第5回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成17年11月 第19回石川県地方港湾審議会
- ・平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会
- ・平成19年12月 第20回石川県地方港湾審議会
- ・平成20年 3月 交通政策審議会第29回港湾分科会
- ・平成24年 2月 第21回石川県地方港湾審議会
- ・平成24年 3月 交通政策審議会第48回港湾分科会
- ・平成27年 2月 第5回石川県地方港湾審議会幹事会
- ・平成29年11月 第6回石川県地方港湾審議会幹事会
- ・平成30年 9月 第7回石川県地方港湾審議会幹事会

の議を経た金沢港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
1	金沢港を取り巻く環境	1
2	港湾計画の方針	3
II	港湾の能力	7
III	港湾施設の規模及び配置	8
1	公共埠頭計画	8
2	旅客船埠頭計画	10
3	木材取扱施設計画	11
4	危険物取扱施設計画	12
5	水域施設計画	12
6	外郭施設計画	14
7	小型船だまり計画	15
8	臨港交通施設計画	17
IV	港湾の環境の整備及び保全	18
1	廃棄物処理計画	18
2	港湾環境整備施設計画	18
V	土地造成及び土地利用計画	20
1	土地造成計画	20
2	土地利用計画	20
3	海浜計画	21

VI	その他重要事項	22
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	22
2	大規模地震対策施設計画	23
3	港湾の再開発	24
4	港湾施設の利用	25

I 港湾計画の方針

1 金沢港を取り巻く環境

金沢港は、昭和45年に開港した、日本海沿岸の中央部、石川県金沢市に位置する港湾法上の重要港湾である。日本海対岸諸国と日本の三大都市圏（首都圏、中京圏、関西圏）を結ぶ「扇」の要に位置しており、太平洋側の港湾と比較して、韓国や中国などとの距離が近く、物資の輸送に要する時間が短いことから、我が国と対岸諸国とを結ぶ重要な港湾となっている。

建設機械や産業機械、糸及び紡績半製品をはじめとする県内企業の発展を支えるため、昭和63年には、国際定期コンテナ航路が開設し、平成12年には、コンテナ船以外で初となるRORO船が就航した。現在は、寄港便数も増え、金沢港の利便性が向上している。

近年は、クルーズ船の寄港数が大きく増加しており、乗船客の利便性向上や新たな賑わい創出のため、金沢港クルーズターミナルを整備し、賑わいの拠点としての役割が定着してきた。

一方で、金沢港を取り巻く環境に的確に対応し、発展していくため、物流の観点では、コンテナ船の大型化の対応や効率的な物流拠点の形成に向けた埠頭再編といった港湾機能の向上や港湾労働者の確保、既存航路の増便や更なる方面の拡充、県内企業による金沢港利用率の向上といった取り組みが求められている。

クルーズ・賑わいの観点では、世界的な日本への旅行需要の高まりや、金沢港背後に欧米富裕層に好まれる観光コンテンツを有していることから、クルーズ船の寄港が増加している。また、クルーズ需要は今後、増加が見込まれることから、クルーズ船の安定的な寄港と受入体制の充実が求められている。さらに、クルーズターミナルを核とした更なる賑わいの創出、周辺地域・交流施設との連携強化、水産業との連携強化といったクルーズターミナルを核とした交流・賑わい機能の強化が求められている。

レクリエーション・緑・景観の観点では、クルーズターミナル周辺には、港公園、大野地区の大野お台場公園があるが、整備されてから年数が経過しており、時代のニーズに合っていないことから、子供や家族連れが利用しやすい賑わい・親水空間の整備や既存施設の改修、港を活用した憩い空間の向上が求められている。また、物流を担う港として整備されてきたことから、金沢港周辺においては比較的緩やかな景観誘導が行われてきたが、港湾機能の強化、交流・賑わい機能の充実による来街者の増加を背景に、海の玄関口としてのより良好な港景観の形成に向け、さらに積極的な景観誘導の必要性が高まっている。

カーボンニュートラルの観点では、県として、令和32年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることを目指しており、金沢港においても、令和5年4月に「金沢港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画」を策定し、次世代エネルギーの受入・供給拠点への転換や港湾施設の脱炭素化を促進するとともに、トラックドライバー不足にも対応できるよう、トラックによる陸上輸送から海上輸送や鉄道輸送へのモーダルシフトによる脱炭素化が求められている。

安全・安心の観点では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、金沢港においても、耐震性能が脆弱な岸壁等が損傷し、背後の埠頭用地が陥没するなどの被害が生じた。一方、耐震強化岸壁がある無量寺埠頭では、クルーズターミナルを支援物資の一時保管場所として活用し、支援物資等を被災地へ海上輸送する際の基地として利用され、被災地への支援に大きく貢献した。このような経験を踏まえ、金沢港においても、災害に強い防災拠点を確保することが求められている。

また、太平洋側で想定されている「南海トラフ」・「首都直下」等での大地震の発生確率が高まっており、金沢港は、大規模な自然災害発生時における太平洋側港湾の代替機能としての役割が求められている。

加えて、気候変動による海面上昇及び高潮・高波リスクの増大が懸念されていることから、今後、気候変動による影響を考慮した港湾施設や海岸保全施設の整備が必要である。

その他、高度経済成長期に集中的に整備した港湾施設の老朽化対策や港内の水深確保と土砂流入抑制が求められている。

2 港湾計画の方針

このような社会経済情勢の変化等に対応するため、令和20年代前半を目標として、以下の方針を定め、港湾計画を改訂する。

【基本理念】

物流の未来を牽引し、賑わいを奏でる強くしなやかな金沢港

【目指すべき将来像】

北陸の経済振興に寄与する金沢港

賑わい、個性、美しさを兼ね備え、次世代に受け継がれる金沢港

安全安心で持続可能な社会を形成する金沢港

(1) 効率的な物流で地域産業の発展を支える港づくり

- コンテナ船の大型化やコンテナ貨物の増加に対応するため、コンテナターミナルの機能を御供田埠頭から大浜沖合に移転させ、地域間競争に負けない港づくりに取り組む。また、国際フィーダー航路の誘致及び利用促進に取り組み、阪神港への集貨及び阪神港に寄港する国際基幹航路を利用した輸出入の推進を図る。あわせて、今後のトラックドライバー不足による輸送力低下等に対応したモーダルシフトの推進を図る。
- 戸水埠頭から大浜国際物流ターミナルへの外貿貨物の集約に加え、岸壁の延伸により、機能強化を図るとともに、物資輸送強化のため、道路ネットワークの強化を図る。
- 大浜沖合へのコンテナターミナル移転後、五郎島埠頭から御供田埠頭へ砂利・砂や金属くずの貨物を配置転換し、物流環境の改善を図る。
- サイバーポートの活用による港湾業務の手続きを電子化するなどDXによる物流の効率化をすすめ、港湾物流全体の生産性向上と労働環境改善に取り組む。

(2) 文化と国際性にあふれる交流盛んな港づくり

- クルーズ船の増加に対応できるよう受入体制の強化を行い、賑わいと交流のある港づくりに取り組む。
- クルーズターミナル周辺等で、民間事業者とともに人々が集い、交流できる質の高い賑わい空間の創出に取り組む。
- 歩行空間の確保やサイクリング環境を整備し、回遊性の向上に取り組む。
- 水産施設とクルーズターミナルの駐車場との連携や歩行動線の改善、案内サインの充実など連携強化に取り組む。

(3) 緑と歴史文化に包まれた憩いのある港づくり

- 既存の公園や緑地を、開放的で憩いのある空間やイベントなどで人の賑わう多目的な空間となるよう、港と自然が調和した魅力ある緑地空間のリニューアルに取り組む。
- 金石大野埋立用地や隣接する金石海岸を県民が憩い集えるレクリエーションの場やマリンレジャーなどが楽しめる空間とするため、地域住民と連携し、検討を進める。
- 海の玄関口にふさわしい優美で緑に包まれた港景観を目指し、金沢港らしい色や緑のおもてなしなどに取り組む。

(4) 環境にやさしく持続可能なカーボンニュートラルポートの形成

- カーボンニュートラルポートの形成に向け、官民が連携して取り組み、次世代エネルギーを活用した荷役機械や陸上電力供給施設といった新技術の開発動向を注視しながら、港湾施設の脱炭素化に取り組む。

(5) 大規模地震等に備えた国土強靱化に資する港づくり

- 大規模災害発生後においても継続して経済活動を維持できるよう、岸壁を耐震化するとともに、背後の埠頭用地や接続する臨港道路の液状化対策を講じるなど、港湾施設の強靱化に取り組む。
- 無量寺埠頭、戸水埠頭エリアを災害時の防災拠点ゾーンとし、十分なオープンスペースを確保し、クルーズターミナルを核とした防災拠点の構築に努めるとともに、緊急物資等の受入機能を確保できるよう、港湾施設（岸壁、埠頭用地）の強靱化に取り組む。
- 老朽化した港湾施設の戦略的な維持管理による施設の長寿命化及び更新費用のコスト縮減を図る。
- 港内への流入土砂の浚渫により水深を確保し、船舶の航行安全向上を図る。

以上の方針のもと、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、各地区の利用ゾーニングを以下のとおり設定する。

【大浜・北地区】

- 大浜埠頭に加え、船舶の大型化や貨物量の増大に対応するための大浜沖合に計画する新たなコンテナターミナルを「物流関連ゾーン」とする。
- 新たにリゾートホテルが建設され、滞在型の観光拠点が生まれると期待されるエリアを「緑地レクリエーションゾーン」とする。
- 石油埠頭は、引き続き石油関連企業などの集積地として「エネルギー関連ゾーン」とする。
- 五郎島埠頭は、海上保安庁巡視船、作業船などが係留する「船だまり関連ゾーン」とする。

【南地区】

- 御供田埠頭は、既存のセメントや鋼材貨物を扱う内貿貨物を中心とした「物流関連ゾーン」とする。
- 無量寺埠頭及び戸水埠頭の一部は、クルーズ船の増加に対応できるよう受入体制の強化を行い、賑わい空間の創出を図ることができるよう「交流拠点ゾーン」とし、大規模災害発生時には、自衛隊等の被災地支援に向けての拠点や緊急物資の受入拠点として機能するよう「防災拠点ゾーン」とする。
- 水産埠頭は、水産物の水揚げや販売などを行い、水産物を取扱うものとして「水産関連ゾーン」とする。

【金石・西地区】

- 金石大野埋立用地は、金石海岸と一体となった自然環境を生かした「緑地レクリエーションゾーン」とし、あわせて、今後の社会の動向を注視しながら、新たなエネルギーに対する要請に応じて活用を検討する「エネルギー関連ゾーン」とする。
- 旧大野川沿いは、プレジャーボートや官公庁船、作業船が係留する「船だまり関連ゾーン」とする。
- 伝統的な町並みが残る金石地区及び大野地区と大野お台場公園や釣り護岸を有する西地区は、「歴史文化関連ゾーン」とする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（令和20年代前半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客者数を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	190万トン (132万トン [9万TEU])
	内 貿 (うち内貿コンテナ)	223万トン (19万トン [2万TEU])
	合 計	413万トン
船舶乗降旅客者数		30万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 大浜地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

埠頭再編のため、外内貿コンテナ埠頭（耐震強化岸壁）を次のとおり計画する。

水深 12～14m 岸壁 1 バース 延長 330m（コンテナ船用）
[新規計画]

水深 12m 岸壁 1 バース 延長 230m（コンテナ船用）
[新規計画]

埠頭用地 18ha（荷捌施設用地及び保管施設用地） [新規計画]

(2) 外貿ユニットロード埠頭計画

埠頭再編及び取扱貨物量増加の対応のため、外貿ユニットロード埠頭（耐震強化岸壁）を次のとおり計画する。

水深 13m 岸壁 2 バース 延長 520m（うち既設 400m）
[既設の変更計画]

埠頭用地 9ha（うち既設 6ha）
（荷捌施設用地及び保管施設用地） [既設の変更計画]

既定計画
水深 13m 岸壁 2 バース 延長 520m（うち既設 400m）
埠頭用地 7ha（うち既設 6ha）
（荷捌施設用地及び保管施設用地）

1-2 北地区

埠頭再編に伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画
水深10m 岸壁1バース 延長240m
埠頭用地 5ha (うち既設3ha)
(荷捌施設用地及び保管施設用地)

1-3 東地区

既定計画どおりとする。

既定計画
埠頭用地 5ha (うち既設3ha)
(南地区の荷役のための荷捌施設用地及び保管施設用地)

1-4 南地区

コンテナターミナル機能と旅客船埠頭の再編に伴い、内貿埠頭を次のとおり計画する。

水深10m 岸壁3バース 延長540m (既設)

水深10m 岸壁1バース 延長120m (既設)

[既定計画の変更計画]

埠頭用地 15ha (うち既設12ha)

2ha (既設)

(荷捌施設用地及び保管施設用地) [既定計画の変更計画]

既定計画
水深10m 岸壁4バース 延長710m (うち既設540m)
水深10m 岸壁2バース 延長370m (既設)
埠頭用地 15ha (うち既設11ha)
4ha (既設)
(荷捌施設用地及び保管施設用地)

1-5 西地区

埠頭再編に伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画
水深 4.5 m 岸壁 3 バース 延長 180 m (既設)
埠頭用地 1 ha (既設)
(荷捌施設用地及び保管施設用地)

2 旅客船埠頭計画

南地区

旅客船の大型化に対応するため、旅客船埠頭を次のように計画する。

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 390 m (うち既設 320 m)

[既定計画の変更計画]

埠頭用地 4 ha (既設) (旅客施設用地) [既設]

既定計画
水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 360 m
(うち既設 320 m)
埠頭用地 4 ha (既設) (旅客施設用地)

クルーズ船需要の増大に対応するため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 250 m (既設)

[既設の変更計画]

埠頭用地 2 ha (既設) (旅客施設用地)

[既設の変更計画]

既定計画
フェリー埠頭計画
水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 250 m (既設)
埠頭用地 4 ha (既設)
(旅客施設用地 1 ha、荷捌施設用地及び保管施設用地 3 ha)

3 木材取扱施設計画

湖南地区

需要の変化に伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画
水深 2 m 物揚場 延長 100 m
水面整理場 8 ha
水面貯木場 16 ha
埠頭用地 3 ha

4 危険物取扱施設計画

北地区

企業立地の動向等を踏まえ、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

水深 7 m 岸壁 6 バース 延長 6 0 0 m (既設) [既設]

危険物取扱施設用地 3 1 h a (既設) [既定計画の変更計画]

[既定計画
水深 7 m 岸壁 6 バース 延長 6 0 0 m (既設)
危険物取扱施設用地 3 6 h a (うち既設 3 1 h a)]

5 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

5-1 航路

大浜地区

大浜航路 水深 1 3 ~ 1 4 m 幅員 3 0 0 m

[既定計画の変更計画]

[既定計画
大浜地区 大浜航路 水深 1 3 m 幅員 3 5 0 ~ 3 8 0 m]

南地区

大野川航路 水深 3 m 幅員 6 0 m [既定計画の変更計画]

[既定計画
大野川航路 水深 3 m 幅員 6 0 m]

5-2 泊地

大浜地区

水深 1.2 ~ 1.4 m 面積 2 h a [新規計画]

水深 1.2 m 面積 6 h a [新規計画]

北地区

水深 9 m 面積 2 h a [既定計画の変更計画]

既定計画
水深 1.0 m 面積 2 h a

南地区

埠頭の再編に伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画
水深 1.0 m 面積 5 h a

5-3 航路・泊地

大浜地区

水深 1.3 ~ 1.4 m 面積 3.3 h a [新規計画]

水深 1.2 ~ 1.4 m 面積 3.4 h a [新規計画]

水深 1.3 m 面積 4.0 h a [既定計画の変更計画]

6 外郭施設計画

港内静穏度を向上し、船舶の安全な航行を確保するため、外郭施設を次のとおり計画する。

6-1 防波堤計画

大野地区

大野西防波堤 延長 3,700 m (うち既設 3,210 m)

[既定計画の変更計画]

[既定計画
大野西防波堤 延長 3,510 m (うち既設 3,210 m)]

大浜地区

波除堤 延長 100 m [新規計画]

波除堤 延長 85 m [新規計画]

防砂堤 延長 600 m [新規計画]

防砂堤 延長 190 m (既設) [既設]

金石地区

既定計画どおりとする。

[既定計画
金石西防波堤 延長 1,104 m (うち既設 902 m) [既定計画]
北防波堤 延長 400 m (うち既設 355 m) [既定計画]]

なお、需要の変化に伴い、次の既定計画を削除する。

[既定計画
防波堤 (波除堤) 延長 220 m]

7 小型船だまり計画

作業船や漁船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

南地区

需要の変化に伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画
小型船だまり 岸壁 水深7.5～10m 延長150m (既設)

西地区

プレジャーボート保管施設 埠頭用地2ha [既定計画の変更計画]

既定計画
プレジャーボート保管施設 埠頭用地2ha

金石地区

需要の変化に伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画

第一船だまり

物揚場 水深 3～4 m 延長 790 m

船揚場 延長 50 m

泊地 水深 3～4 m 面積 8 ha

埠頭用地 面積 6 ha

第二船だまり

物揚場 水深 2 m 延長 250 m

泊地 水深 2 m 面積 2 ha

埠頭用地 面積 1 ha

第三船だまり

物揚場 水深 3 m 延長 300 m

泊地 水深 3 m 面積 1 ha

埠頭用地 面積 3 ha

8 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

8-1 道路

臨港道路大浜御供田線

起点 栗崎浜町

終点 大野町新町 2車線 [既定計画の変更計画]

臨港道路金石大野線

起点 金石西1丁目

終点 金石相生町 2車線

[既定計画の変更計画]

既定計画

臨港道路金石大野線

起点 金石西

終点 金石相生町 2車線

臨港道路無量寺大野線

起点 無量寺町

終点 大野町4丁目 2車線

[既定計画の変更計画]

既定計画

臨港道路無量寺大野線

起点 無量寺町

終点 大野町4丁目 2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びにその処理施設用地について、以下のとおり計画する。

港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂等530万 m^3 を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

大浜地区	海面処分・活用用地	18ha	[新規計画]
金石地区	金石・大野埋立用地	29ha	[既定計画の変更計画]

既定計画	浚渫土砂等620万 m^3 を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について次のとおり計画する	
	金石地区	廃棄物処理用地 83ha

2 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおりとする。

2-1 海浜計画

水辺の特性を活かした魅力ある親水空間を創出するため、海浜を計画する。

金石地区	海浜	780m	[新規計画]
------	----	------	--------

2-2 緑地計画

良好な港湾の環境形成や魅力ある親水空間の創出を図るため、緑地等を次のとおり計画する。

大浜地区	緑地	3 h a	[既定計画の変更計画]
北地区	緑地	2 h a	[既定計画]
	緑地	1 h a	[既定計画]
湖南地区	緑地	2 h a	[既定計画]
西地区	緑地	3 h a	[既定計画の変更計画]

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物取扱 施設用地	緑地	その他緑地	公共用地	金石・大野 埋立用地	合計
大浜地区	(18) 18											(18) 18
北地区												
東地区												
湖南地区												
南地区												
西地区												
金石地区											(29) 29	(29) 29
合計	(18) 18										(29) 29	(47) 47

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物取扱 施設用地	緑地	その他緑地	公共用地	金石・大野 埋立用地	合計
大浜地区	(27) 27		(70) 70	(12) 12		(2) 2		(3) 3				(114) 114
北地区		(18) 18		(31) 31		(10) 10	(31) 31	(3) 3				(93) 93
東地区	(5) 5	(24) 24		(37) 37		(7) 7		(1) 1	(2) 2	(1) 1		(77) 77
湖南地区		(3) 3		(143) 143		(6) 6		(2) 2	(3) 3			(157) 157
南地区	(28) 28	(23) 23				(5) 5		(5) 5				(61) 61
西地区	(2) 2	(1) 1				(2) 2		(5) 5				(10) 10
金石地区			(48) 48			(7) 7					(29) 29	(84) 84
合計	(62) 62	(69) 69	(118) 118	(223) 223		(39) 39	(31) 31	(19) 19	(5) 5	(1) 1	(29) 29	(596) 596

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3 海浜計画

単位：m

	海浜
金石地区	(780) 780
合計	(780) 780

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及びすでに計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

大野地区

大野西防波堤 延長 3,700 m (うち既設 3,210 m)

[既定計画の変更計画]

大浜地区 (沖合)

水深 1.2 ~ 1.4 m 岸壁 1 バース 延長 330 m [新規計画]

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 230 m [新規計画]

航路 水深 1.3 ~ 1.4 m 幅員 300 m

[既定計画の変更計画]

泊地 水深 1.2 ~ 1.4 m 面積 2 ha [新規計画]

泊地 水深 1.2 m 面積 6 ha [新規計画]

航路・泊地 水深 1.3 ~ 1.4 m 面積 33 ha [新規計画]

水深 1.2 ~ 1.4 m 面積 34 ha [新規計画]

波除堤 延長 100 m [新規計画]

波除堤 延長 85 m [新規計画]

防砂堤 延長 600 m [新規計画]

防砂堤 延長 190 m (既設) [既設]

大浜地区

水深 13 m 岸壁 2 バース 延長 520 m (うち既設 400 m)
[既設の変更計画]

泊地 水深 13 m 面積 3 ha [既定計画]

航路・泊地 水深 13 m 面積 40 ha [既定計画の変更計画]

臨港道路 大浜線 [既設]

起点 大野町新町 終点 大野町新町 2車線

臨港道路 大浜御供田線 [既定計画の変更計画]

起点 栗崎浜町 終点 湊3丁目 2～4車線

2 大規模地震対策施設計画

(1) 緊急物資等輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

南地区

水深 10 m 岸壁 3 バース 延長 390 m (うち既設 320 m)
[既定計画の変更計画]

埠頭用地 4 ha [既設の変更計画]

臨港道路 戸水無量寺線 [既設の変更計画]

起点 戸水町 終点 無量寺町 2車線

(2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に必要な国際海上コンテナ物流機能及び国際ユニットロード物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

大浜地区（沖合）

水深 12～14m 岸壁 1バース 延長 330m（コンテナ用）
[新規計画]

水深 12m 岸壁 1バース 延長 230m（コンテナ用）
[新規計画]

臨港道路 大浜御供田線 [既定計画の変更計画]
起点 栗崎浜町 終点 湊3丁目 2～4車線

大浜地区

水深 13m 岸壁 2バース 延長 520m
（外貿ユニットロード用） [既設の変更計画]

臨港道路 大浜線 [既設の変更計画]
起点 大野町新町 終点 大野町新町 2車線

臨港道路 大浜御供田線 [既定計画の変更計画]
起点 大野町新町 終点 湊3丁目 2～4車線

3 港湾の再開発

本港の既存施設の有効な利用が図られるよう、港湾の再開発について以下のとおり計画する。

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

金石・大野埋立用地については、現在、埋立中であるため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」と位置づけ、地域の新たな土地利用の要請や、埋立の進行を踏まえ、今後、速やかに利用形態を見直し、土地利用を定める。

4 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

官公庁船、作業船等の待機及び物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に利用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

北地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m (物資補給岸壁)

[新規計画]

西地区

水深 4.5 m 岸壁 3 バース 延長 1 8 0 m (物資補給岸壁)

[新規計画]